

## 教員免許の有効期限の確認方法（旧免許状所持者）

○旧免許状所持者（平成 21 年 3 月 31 日以前から教員免許を所持している方）の場合

これまでに「教員免許更新手続」を行ったことがありますか？

（「教員免許更新手続」：教員免許更新制に基づく更新、延期、免除、回復のいずれかの申請手続）

ある



### ・有効期限の確認方法

○更新手続修了後、都道府県教育委員会から送付された次の書類に有効期限が記載されていますので、確認ください。

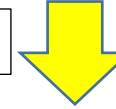
- ・更新講習修了確認証明書
- ・更新講習免除証明書
- ・修了確認期限延期証明書
- ・平成 19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書

※上記の書類がない場合には、免許状を授与された都道府県教育委員会から「教育職員免許状授与証明書」を取り寄せ、そちらで確認ください。

（北海道で免許状を授与された場合は、次のページを参照してください。）

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/JUYOSYOUUMEISYO.htm>

ない



### ・有効期限の確認方法

○生年月日により有効期限が定められておりますので、次のページで確認ください。

（文部科学省のホームページ）

「表 1 最初の修了確認期限」を参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/003/index1.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)

## 教員免許の再授与申請が必要か否かの確認方法（旧免許状所持者）

令和4年7月1日時点の状況

有効期限が令和4年7月1日より前である

有効期限が令和4年7月1日以降である

有効期限の日現在において「現職教師」であったか否か

- 「現職教師」は次の職種を指します。  
校長、副校長、園長・副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、教育長、指導主事、社会教育主事等  
(産前・産後休暇、育児休業、病気休職等の者も含む。)
- 有効期限の日に退職した教員について、定年退職者及び任用期間満了（再任用期間満了を含む。）による退職者は「現職教師」、自己都合退職者及び勧奨退職者は「非現職教師」の扱いとなります。

何らの手続なく、引き続き教育職員になることのできる免許状として、活用可能。（免許状の効力に期限はなくなります。）

現職教師でない

休眠状態

何らの更新手続なく、引き続き教育職員になることのできる免許状として、活用可能。（免許状の効力は一生有効）

現職教師である

期限切れ失効

令和4年7月1日以降、都道府県教育委員会に「再授与申請」を行うことで、新たな免許状が授与されます。北海道教育委員会に対し申請手続を行う場合には、次のページを参照してください。

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/koushinsei021007.html>